

3 - 3 都市緑化の目標及び推進方針

(1) 公共公益施設の緑化目標及び推進方針

〔緑化目標〕

区 分	緑化目標（目標年次・平成 27 年度）
街区公園	緑化率 30%以上
近隣公園	緑化率 50%以上
地区公園	緑化率 50%以上
幹線道路	市の管理する幹線道路の緑化率 20%以上
その他の公共公益施設	緑化率 20%以上

〔緑化方針〕

都市公園

本市の都市公園は、市街地周辺の緑豊かな丘陵地や河川敷などの自然環境を活かしたものが多く緑化率は高くなっている。

今後の都市公園の緑化にあたっては地域の特性を取り入れた樹木やデザインなどを積極的に導入し、地域に親しまれる公園とする。

公園の整備、改修にあわせて緑化を推進するとともに、誰もが快適に利用することができて、コミュニティの醸成の場となるようにバリアフリー化を進める。

都市公園の花壇づくりや緑化、住区基幹公園の管理・運営については市民との協働により推進する。

緑化率については、市街化区域内の緑量の少ない地域に配置する住区基幹公園については、市街化区域内における火災時の延焼遮断効果を高めるために、国の緑化水準を参考として街区公園は 30%以上、近隣公園、地区公園は 50%とする。また、災害時の避難場所となる公園は、可能な限り防火能力の高い樹種により積極的に緑化を推進する。



桐生が岡公園

道路

市内で緑化されている道路の路線数は、国道 2 路線、主要地方道 4 路線、一般県道 8 路線、市道 44 路線で、街路樹（高中木）の植栽本数は 5,596 本、植栽延長は 45,811 m、グリーンベルト（低木）の植栽延長は 26,895 m、植栽面積は 25,394 m²である。これらは、市街地中心部の都市計画道路で進められている。



コロンバス通り

今後は、都市計画道路の整備にあわせて、都市の防災機能の強化とともに本市全体の緑のネットワークを形成するために、ゆとりある歩行空間とともにうまいのある緑化空間の創出を図り、街路樹やグリーンベルトなどによる積極的な街路緑化を推進する。

樹種については、道路状況に応じて可能な限り、季節を感じられ、本市の生態系の保全に配慮した自生種や、防火能力の高い樹種とともに、大気浄化能力が高い樹種、環境指標となる大気汚染に弱い樹種等も選定していく。

一方で、街路樹は樹種や管理状況によっては、沿道に居住する市民にとって落ち葉や日照などの問題から迷惑施設となる可能性があり、市民に親しみのもてるものとしていく必要がある。そのため、樹種の選定やネーミング、清掃など、地域の市民や学校の児童・生徒、事業者などとの協働を推進するとともに、街路樹の維持・管理を市民に委託する里親制度などについても検討を進め、まちの顔となる街路づくりを推進する。

緑化目標は、都市計画道路の整備にあわせて緑化を進め、市民の協力を得ながら市が管理する幹線道路の緑化率を 20%以上とする。

公共公益施設

本市の公共公益施設の緑化率は、市役所 14.7%、教育施設としてはそれぞれ平均で幼稚園 19.0%、小学校 11.0%、中学校 11.3%、市立養護学校などのその他の教育施設は 23.6%となっている。この他、福祉施設 11.9%、保育園 13.5%、公民館 14.8%となっている。特に緑化率が高い施設は、蕪町会館（64.0%）、広沢老人憩いの家（52.2%）である。以上の施設と運動施設（都市公園を除く）などをあわせた本市全体の主な公共公益施設の平均緑化率は 16.9%となっている。また、屋上緑化は市民文化会館、境野水処理センターで行われている。

市役所は、緑化推進の発信地として敷地や建物が常に草花や樹木で美しくデザインされているように努め、市民文化会館や福祉施設など文化・コミュニティの中心となる施設は、快適でうまいのある景観の形成を図り緑化率を向上させる。

公民館は、緑化率は比較的高いが南公民館、昭和公民館では緑化率が低いため、施設を利用する市民によるプランターなどを用いた小空間の緑化を進める。

教育施設のうち特に小・中学校は、環境教育の場として捉え児童・生徒による花壇づくりや樹木の管理を推進する。また、地域に身近な施設でもあることから、地域の景観形成、生活環境の保全に配慮しつつ緑化を進めるとともに、災害時の避難場所に指定されている施設も多いため、特に外周部に防火能力の高い常緑高木等を積極的に植栽する。

緑化目標は、災害時における防災機能を高めるためにも緑化率を20%以上とする。

河川

渡良瀬川では「渡良瀬川河川緑地整備事業計画」に基づいて河川敷を活用した緑地の整備、河川堤防を活用したサイクリングロードや散策路などの整備が行われている。

桐生川では、河川改修にあわせて親水性護岸が進められている。

山田川についても河川改修にあわせて一部の区間で多自然型川づくりが行われている。

また、これらの河川ではボランティアにより清掃、草刈りなど河川環境の保護活動が行われている。

今後は、渡良瀬川については「渡良瀬川河川緑地整備事業計画」に基づき緑化を推進する。桐生川、その他の河川についても、治水機能の維持・向上とともに、河川の持つ自然環境を保全、創出するとともにうるおいと親しみのある水辺環境を形成するために、自然環境に配慮しながら河川敷や河川堤防法面等の緑化、親水空間の整備を図る。緑化については清掃、草刈りとともに、市民参加による積極的な活動を促進する。

また、豊かな自然が多く残る区間や環境整備の必要な区間は自然環境の維持・保全及び回復を図るため、多自然型の川づくりを国、県へ要請していく。



桐生川（小松橋上流）

(2) 民有地の緑化目標及び推進方針

〔緑化目標〕

区 分		緑化目標（目標年次・平成 27 年度）
住 宅 地		敷地内緑化率 20%以上
商 業 地		1 建物にフラワーポット 1 か所以上
工業地	工場立地法に基づく工場	敷地内緑化率 25%以上
	その他の工場・事業所	敷地内緑化率は空地の 20%以上

〔緑化方針〕

住宅地

市街地の中でも多くを占める住宅地は、地域の特性を守り活かしながら、安全で魅力的な生活空間を創出するために都市計画手法や市の条例などによるまちづくりの指導・誘導によって緑化を推進する。

土地区画整理事業が行われる地区や新たに開発、整備される住宅地については、地区計画の適用を図り、緑化が進められやすい環境づくりにより緑化を推進し敷地内の緑化率 20%を目標とする。

公営住宅においては、積極的な緑化を推進し民間住宅の模範となるよう努める。

市街地中心部での市道等に面した住宅地区では「桐生市の緑を育て自然を守る条例」による緑化協定の締結を促進し、生垣化や花壇などによる緑化を進める。

その他の住宅地についても市の生垣づくり奨励苗木交付事業を活用して生垣づくりを促進するとともに、グリーンフラワーバンクや移動地域バンクを活用して接道部の緑化を促進する。

旧家などの敷地内に残る屋敷林や、社寺林は「桐生市の緑を育て自然を守る条例」による保存樹の指定を進め保全を図る。

民有地の緑についても、公共施設の緑とともに地域の緑を構成する重要な緑であり、地域全体での保全と緑化推進に努める。



緑化協定による生垣の例

商業地

市街地中心部周辺の商業施設が集積する地区は都市を代表する地区である。商業、歴史・文化等が集積し、多くの人が集まるにぎわいのある地区として本市の歴史的景観を活かしながら、個性とうるおいのある商業空間を創出するために、都市計画手法や、市の条例などによるまちづくりの指導・誘導によって緑化を推進する。

土地区画整理事業が行われる地区については、地区計画の適用を図り緑化が進められやすい環境づくりを行う。

「桐生市みどりと花の会」の事業により商店街への緑化指導を進めるとともに、商店会、業務地域の組合等の協力を得て、1建物前にフラワーポット1か所以上を目標として緑化を推進する。

また、歴史的景観の残る地区は、その景観と樹木の保全を図り桐生市らしい個性的な商業地空間の保全・創出を図る。

工業地

就業者や周辺環境及び景観に配慮した良好な工場・事業所環境を形成するために工場・事業所敷地内の緑化を促進する。

本市の一定規模以上の工場では工場立地法による緑地の確保が進められているが、市では工場・事業所緑化補助事業実施要綱に基づき工場や事業所への補助を行っている。

今後も工場立地法による緑化を促進するとともに、補助事業の推進とこれによる緑化や「桐生市の緑を育て自然を守る条例」による緑化協定の締結を促進し接道部の緑化を進める。

工場立地法に基づく工場の緑化目標は、工場立地法（工場立地法準則第2条、第3条の敷地面積に対する緑地面積率(20%)・環境施設面積率(25%)）を参考として敷地内の緑化率を25%以上とする。

その他の工場・事業所については、接道する敷地外周を中心に可能な限り緑化を推進する。緑化目標は敷地内緑化率として空地の20%以上を目安とする。